



平成 25 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 世紀東急工業株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 佐藤 俊昭  
(コード番号 1898 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 総務人事部長 打越 誠  
T E L 0 3 - 3 4 3 4 - 3 3 4 5

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 64 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成 24 年 9 月 30 日付をもちまして、発行済でありました B 種優先株式の全株式を消却いたしましたので、B 種優先株式の関連規定をすべて削除するとともに、発行可能株式総数を 1,240 万株減ずることといたしたく、現行定款第 12 条の 3 および第 12 条の 4 を削除するほか、現行定款第 6 条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 種類株主総会に関する規定を、現行定款第 2 章の 2「優先株式」から第 3 章「株主総会」に移設するとともに、その内容をより明確なものとするため、現行定款第 12 条の 5 を削除し、変更案第 18 条の 2 を新設するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更を付議する株主総会開催日	平成 25 年 6 月 27 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 27 日 (予定)

以 上

(別紙. 定款変更案の内容)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条 当社の発行可能株式総数は5億株とし、このうち4億8,160万株は普通株式、600万株はA種優先株式、<u>1,240万株はB種優先株式とする。</u></p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>4億8,760万株</u>とし、このうち4億8,160万株は普通株式、600万株はA種優先株式とする。</p>
<p>第12条の3当社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p>	<p>( 削 除 )</p>
<p>1. 当社は、分配可能額の範囲で、いつでも、法令の手續にしたがいB種優先株式を買い受けることができる。</p>	<p>( 削 除 )</p>
<p><u>(2) 当社は、取締役会の決議により取得日として定めた日の到来により、分配可能額の範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、B種優先株式の一部を取得する場合、取得する株式の決定は、取締役会の決議により定める。</u></p>	
<p><u>(3) 買受価額または前号の取得の対価は、B種優先株式1株につき500円とする。</u></p>	
<p>2. B種優先株主は、次の条件により、その有するB種優先株式の普通株式への転換（B種優先株式を取得し、その対価としてB種優先株式1株あたり下記(ⅳ)(e)に定める数の普通株式を交付することをいう。以下、本条において同じ）を請求することができる。</p>	<p>( 削 除 )</p>
<p><u>(ⅲ) 転換を請求することができる期間</u> 平成18年4月1日から平成28年3月31日までとする。</p>	
<p><u>(ⅳ) 転換の条件</u> B種優先株式は、上記(ⅲ)の期間中、1株につき下記(a)、(b)および(c)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。</p>	
<p><u>(a) 当初転換価額</u> 当初転換価額は50円とする。</p>	
<p><u>(b) 転換価額の修正</u> 転換価額は、平成18年4月1日以降平成28年3月31日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、B種優先株式の全部または一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に修</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>正されるものとする（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する）。この場合、当該平均値が40円（ただし、下記(d)の調整を受ける）（以下「下限転換価額」という）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が50円（ただし、下記(d)の調整を受ける）（以下「上限転換価額」という）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。</u></p> <p><u>(c) 転換価額の調整</u></p> <p><u>B種優先株式発行後、一定の事由が生じた場合には、発行に際して取締役会の決議で定めた条件により転換価額を調整する。</u></p> <p><u>(d) 上限転換価額および下限転換価額の調整</u></p> <p><u>上記(c)の規定により転換価額の調整を行う場合には、発行に際して取締役会の決議で定めた条件により上限転換価額および下限転換価額についても調整を行う。</u></p> <p><u>(e) 転換により交付すべき普通株式数</u></p> <p><u>B種優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式数は、B種優先株主が転換請求したB種優先株式の払込金額の総額を転換価額で除した数とする。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、その端数に相当する金銭の交付は行わない。</u></p> <p><u>3. 当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日をもって取得し、その対価としてB種優先株式1株の払込金相当額を同期間の末日における転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。</u></p> <p><u>4. 第12条の2第1項、第2項および第7項の規定は、B種優先株式にこれを準用する。この場合、「A種優先株式」は「B種優先株式」と、「A種優先株主」は「B種優先株主」と、「A種優先登録株式質権者」は「B種優先登録株式質権者」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第12条の4当会社が発行する優先株式相互間の残余財産の分配の支払順位は、別段の定めがある場合を除き、A種優先株式がB種優先株式に優先する。</u></p> <p><u>第12条の5第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p>	<p>( 削 除 )</p> <p>( 削 除 )</p> <p>( 削 除 )</p> <p>( 削 除 )</p>

現 行 定 款	変 更 案
( 新 設 )	第18条の <del>2</del> 第15条、第16条、第17条第1項および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
( 新 設 )	② 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。
( 新 設 )	③ 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。